

白石市入札参加心得

(趣旨)

第1 白石市（以下「市」という。）が発注する建設工事、測量設計、物品役務の提供等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者は、財務規則（昭和59年規則第11号）及び建設工事執行規則（昭和40年規則第8号）、その他の法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

(入札参加資格)

第2 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 禁治産者、準禁治産者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 入札に際して、不正行為等を行ったと認められる者
- (3) 入札日において、指名を取り消されている者
- (4) 委任状を持参しない代理人
- (5) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しない者。ただし、入札保証金の納付を免除された者はこの限りでない
- (6) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者

(入札保証金)

第3 入札参加者又はその代理人は、入札の前に、入札者が見積もる入札金額の百分の五以上の入札保証金又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札公告又は指名通知書において入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者には契約締結後に、落札者以外の者には入札終了後に還付する。

3 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又はこれに代わる担保は市に帰属する。

なお、落札者が入札保証金を免除された者の場合は、落札金額の百分の五に相当する金額を違約金として徴収することがある。

(入札)

第4 入札参加者は、この心得及び現場説明の際に配布された仕様書・図面等又は閲覧した仕様書・図面等を熟覧の上入札しなければならない。また、現場説明等において、仕様書・図面等について疑義があるときは、別に備えつける用紙に記載し、指定する日時までにその説明を求めることができる。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

2 閲覧による現場説明の場合、入札参加者は、仕様書・図書等の貸出を求めることができる。

なお、貸出を受けた仕様書・図書等は指定された日時までに速やかに返還しなければならない。

3 入札参加者は、現場説明のときに配布された仕様書・図書等を入札後、直ちに返還しなければならない。

4 代理人をもって入札する者は、入札に関する委任状を持参の上、入札の前に提出しなければならない。

5 入札書は、建設工事執行規則第14条第1項に定める様式（建設工事以外の入札の場合は建設工事執行規則に準じた様式）により作成し、封かんの上、入札者の指名及び工事名を表記し、入札公告又は指名通知書に示した時刻又は入札執行者が指示する時刻までに入札箱に投入しなければならない。

6 入札参加者は、第2の（1）又は（6）に掲げる者を入札代理人とすることはできない。

7 入札参加者は、入札に際し入札書に使用する印鑑を持参しなければならない。

（入札の辞退）

第4の2 指名を受けた者は、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（1）入札執行前には、入札辞退届を入札執行担当課長に直接持参し、又は、書留郵便（指定の日時に到着するものに限る。）をもって行う。

(2) 入札執行中にある場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の延期等)

第5 入札前において、天災事変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

2 入札参加者が不穏の行動を示す等入札を公正に執行することができないと認められるときも前項と同様とする。

(開札)

第6 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者立ち合いで行うものとする。

2 入札者が立ち合わないときは、当該入札事務に関係ない市職員を立ち会わせた上で行うものとする。

(失格)

第7 次の各号の一に該当する入札を行った者及び正当な理由がなく所定の時刻までに入札を行わない者は、その入札を行ったとき及び入札時刻が経過したときから失格とする。

(1) 最低制限価格を設けている入札において、最低制限価格未満の価格で入札をした者。

(2) 前号に掲げるもののほか、指示した事項及び入札に関する条件に違反した者で、入札に参加させることが不相当と認められる者。

(無効の入札)

第8 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 建設工事執行規則第4条に規定する競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。

(2) 入札条件に違反したとき。

(3) 入札者又はその代理人が二以上の入札をしたとき。

(4) 入札者が公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合して入札したことが明らかなきとき。

(5) その他入札に際し不正の行為があったとき。

(再度入札)

第9 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度の入札の回数は原則として2回を限度とするが、この限度内において落札者がいないときは、回数を増やして行うことがある。

(落札者の決定)

第10 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けていない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。

3 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

4 落札者は、確認のため入札書又は見積書に押印するものとする。

(仮契約)

第11 予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負契約は、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）の規定により市議会の議決を経てから契約の効力が生ずることとなるため、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

(異議の申立て)

第12 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、図面等についての不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。